
 書 評 ・ 紹 介

Cynthia G. Bowman

Living Apart Together: Legal Protections for a New Form of Family

New York University Press, New York, 2020, 225p.

“LAT (Living Apart Together)”は、夫婦や恋人のような（自他共に認める）親密な関係にあるが、経済的に互いに独立し、住居を共にしない（かつ、概して婚姻関係にない）カップルの暮らし方をいう。この新しいライフスタイルに、ヨーロッパでは、1980年代にLATという用語が与えられ、社会的認知の広がりとともに、LATを対象とした研究が蓄積され、公的統計で扱われることもあるという。ヨーロッパに遅れてLATが広まり始めたアメリカでは、LATに対する社会的な認知や学術的な関心はまだ十分とはいえず、その一方で、LATに関連してパートナー間の扶養手当を巡る訴訟が起きるなど、従来の社会制度との齟齬が生じている。本書は、家族法を専門とする著者が、そうした問題意識のもとに、アメリカにおけるLATの現状を分析し、法的位置づけの必要性を論じるものである。

本書は5組のLATカップルへのインタビューから始まる（第1章）。続いて第2章では、おもにヨーロッパにおけるLAT研究を引きながら、LATについて、人口、経済的関係、ケア関係等を整理する。こうしたヨーロッパの状況に対して、アメリカではLATの数も生活の実態も十分に分かっていないことから、著者は、アメリカにおけるLATの実態を把握するため、アメリカ全体とニューヨーク州とをそれぞれ対象とした無作為抽出調査と、インタビュー調査を実施する。これらの調査の概要と、定量的な分析の結果が第3章で述べられている。さらに、これらの調査からは、女性（第4章）、ゲイ男性（第5章）、高齢者（第6章）という3つの主要な属性に焦点を当て、それぞれのLATの特徴が記述される。第7章では、別居婚および同棲カップルをとりあげ、これらのカップルとLATとが直面する問題の類似点や相違点が明らかにされる。第8章からは法的な観点からの議論で、まず第8章で、LATに移行することで前パートナーからの扶養手当を打ち切られるという裁判事例を例に、現行法の下でのLATの位置づけを議論する。そして、第9章で、家族法の目的をあらためて述べ、LATにおいて互いに行われるケア機能を支援するために実施されるべきいくつかの法的整備を提案している。

日本でも、家族や世帯の変化の中で、婚姻を前提とした家族観や社会制度と現実にある人々の暮らしとの軋みが生じている。著者は、LATの果たす身体的・精神的な相互ケア関係は公益に資するもので支援されるべきものであること、また、LATが望む権利や保護は最低限のものであり実現可能であることを主張する。これは、LATに限らず、婚姻によらないパートナーシップや生活単位をもつ人々に広く共通する理念であるといえよう。このような家族法の観点からの議論はもとより、本書では第3章から第7章にわたる実態調査の分析から得られる知見も多い。全米を対象とした無作為抽出調査（N=1,000、2016年実施）における18歳以上のLATの割合が9%であったこと、LATを選んだ理由が制約と選好の2種類に分類されること、LATを選ぶ理由は属性ごとに異なること、また、LATは、いずれ婚姻に至るケースもあるが、すでに婚姻に代わる選択肢となっている可能性があることなどはとくに興味を惹かれた。本書は、LATのイメージの共有から始まる分かりやすい構成で、LATとは何か、どんな問題を抱えているかといった、LATを知る際の一通りの疑問に答えてくれる。それと同時に、本書からは、家族とはなにか、人々の生活の単位をどのようにとらえるべきか、あらためて考える機会と多くの示唆を与えられる。

(小山泰代)